

§ 2 変更（法6①）届出書の作成要領

様式第2（第6条関係）

変更届出書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

（設置者）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

- * 設置者の氏名（名称）、住所等を変更した場合は、変更後のものを記載してください。
- * 設置者が複数の場合は、全員の連名で提出してください。（公告する際はこの欄の筆頭に記載された者を県報に登載します。）
- 設置者多数の場合は、別紙一覧表の添付も可。その場合、筆頭一者を記載例のとおり記載し、住所の下に「ほか〇者（別紙 建物設置者一覧のとおり）」とし、一覧表を添付してください。
- * 法人の場合は、登記簿どおりの法人名、代表者の役職及び氏名、所在地を記載してください。
- * 個人の場合は、住民基本台帳どおりの氏名、住所を記載してください。
- * 押印、郵便番号の記載は不要です。
- * 「(株)」「(有)」「リ」や所在地の番号に「-」などと、省略した記載をしないでください。

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 〇〇〇〇〇 △△店

所在地 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇ほか

- * 名称又は所在地を変更した場合は、変更後のものを記載してください。
- * 所在地は、住居表示ではなく建物登記簿の所在欄どおりの番地を記載してください。ただし、建物の登記がされていない場合は、土地登記簿上の地番としてください。
- * 土地登記簿上の地番の場合は「〇〇番」、建物登記簿上の地番の場合は「〇〇番地」となる場合が多いです。所在地の番号に「-」など、省略した記載をしないでください。
- * 店舗敷地が2筆以上にまたがる場合は、このうち店舗部分の最も大きな部分を占める地番を代表地番として記載し、地番の後に「ほか」と記載してください。建物が乗らない駐車場の敷地などを代表地番に記載しないでください。
- * 郵便番号の記載は、不要です。

2 変更した事項

- * 変更前は、直近の法6条1項の届出（直近の届出が法5条1項、法附則5条1項又は法11条3項の場合は、その届出）の内容と同じにしてください。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）◇◇店

〇〇市〇〇町〇〇字〇〇番ほか

（変更後）□□□□□ショッピングセンター

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社◇◇◇◇ 代表取締役 ○○○○
○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

(変更後) ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○
○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

- *設置者が複数の場合、この欄への記載は変更のあった設置者の情報のみで可。
- *多数の設置者の情報を変更する場合は、別紙により作成し、
(変更前) 別紙「設置者の名称及び住所 (変更前)」のとおり
(変更後) 別紙「設置者の名称及び住所 (変更後)」のとおり としてください。
- *上記、届出者（設置者）欄の留意事項のうち、※の部分もご参照ください。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

番号	氏名 (名称)	代表者氏名	所在地	備考
1	A株式会社	代表取締役 ○○○○	○○県○○市一丁目1番1号	退店
2	有限会社B	代表取締役 □□□□	○○県○○市一丁目2番2号	退店
3	未定	未定	未定	
4	株式会社C	代表取締役 △△△△	○○県○○市一丁目3番3号	
小売業者計 4者 (うち、未定1者)				

(変更後)

番号	氏名 (名称)	代表者氏名	所在地	備考
1	D株式会社	代表取締役 ▽▽▽▽	○○県○○市一丁目4番4号	出店
2	未定	未定	未定	
3	株式会社E	代表取締役 ◇◇◇◇	○○県○○市一丁目5番5号	出店
4	C株式会社	代表取締役 ☆☆☆☆	○○県○○市一丁目3番3号	商号変更・代表者変更
小売業者計 4者 (うち、未定1者)				

- *変更前、変更後ともに全小売業者を記載してください。
- *小売業者が複数の場合は、公告する際にこの欄の筆頭に記載された者を県報に登載します。筆頭の者については、「(株)」「(有)」「〃」や所在地の番号に「-」などと、省略した記載をしないでください。
- *小売業者が多数の場合などは別紙により作成し、この頁では
(変更前) 別紙「小売業者一覧表 (変更前)」のとおり
(変更後) 別紙「小売業者一覧表 (変更後)」のとおり することも可。
- *できる限り変更前・変更後の通し番号を記載し、小売業者ごとに統一してください。
- *小売業者数は、売場や店舗区画の数ではなく小売を行う事業者（個人や法人）の数です。売場や店舗区画の単位で一覧を作成する場合も、通し番号により小売業者数が分かるようにしてください。
(→次ページに作成例あり)

<例>店 No と事業者 No を分け、同一事業者の2店舗目以降には事業者 No を振らない。

店No	事業者No	小売業者名	代表者氏名	所在地	備考
1	1	株式会社ABC	代表取締役○○○○	〇〇県〇〇市一丁目1番1号	出店
2	2	○△□(株)	代表取締役○△□○	△△県△△市5-4-3	
3	1	(株)ABC	代表取締役○○○○	〇〇県〇〇市1-1-1	出店
4	3	千葉一郎		◇◇県◇◇市1-2-3	
~~~~~					
104	99	(有)△	取締役 △△△△	△△県△△市4-5-6	
105	100	(株)□	代表取締役□□□□	□□県□□市7-8	
小売業者計 100者					

*別途、参考資料として○頁様式の「小売業者一覧表」の作成を依頼する場合があります。  
(新設届出時に全て未定だった小売業者が決まったことによる届出の場合など)

### 3 変更の年月日

- 2 (1) の変更 平成○年○月○日 (名称)  
平成□年□月□日 (所在地)
- 2 (2) の変更 平成△年△月△日
- 2 (3) の1の変更 平成□年□月□日
- 2の変更 平成◇年◇月◇日
- 3の変更 平成△年△月△日
- 4の変更 平成☆年☆月☆日 (商号)  
平成◎年◎月◎日 (代表者)

*変更した項目ごとに記載してください。  
*変更年月日が多数ある場合は、小売業者一覧表に記載し、この欄には「別紙小売業者一覧表のとおり」とするなどしてください。  
*店舗所在地、設置者(名称・住所・代表者の氏名)については、下表「確認書類一覧」の確認書類に記載の日付としてください。  
*登記を伴う事項については、登記日ではなく変更(原因)日としてください。

### 4 変更する理由

- 2 (1) の変更 店舗名称の決定及び換地処分のため
- 2 (2) の変更 商号変更のため
- 2 (3) の1の変更 入替による退店及び出店のため
- 2の変更 退店のため
- 3の変更 新規出店のため
- 4の変更 法人の商号変更及び代表者変更のため

*変更項目ごとに、簡潔に記載してください。

### <確認書類一覧>

変更情報	変更事項	確認書類 ※下記以外の書類をお願いする場合があります
店舗	名称	不要
	所在地	建物登記簿(建物の登記がされていない場合は、土地登記簿)、自治体等が発行する地番変更を証明する書類 等
設置者	個人の氏名・住所	住民票等の変更が確認できる書類 (マイナンバーの記載がある場合は黒く塗り潰すなどして消してください)
	法人の名称・住所・代表者の氏名	法人登記簿 (変更前と変更後の両方の情報が確認できるもの。)
小売業者	氏名・名称・住所・代表者氏名の変更	不要
	入店・退店・その他	不要

*登記簿等の証明書類については、発行から概ね3か月以内のものとしてください。  
*確認書類は原本でなくても可。登記情報提供サービス(法務省)の利用も可(照会番号のないものでも可。)

§ 3 廃止（法6⑤）届出書の作成要領

様式第4（第9条関係）

大規模小売店舗廃止届出書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 〇〇〇〇〇 △△店

所在地 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇ほか

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇㎡

*最後に届出した店舗面積を記載してください。

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

△△△㎡

*小売店舗がなくなる場合は0㎡、1,000㎡以下で営業する場合は、その店舗面積を記載してください。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 変更する理由

<例>店舗面積を縮小し、1,000㎡以下で営業することとなったため。

<例>再開発事業に伴い、建物を取り壊すこととなったため。

*簡潔に記載してください。

<確認書類一覧>

届出状況	確認書類 ※下記以外の書類をお願いする場合があります
既存店舗（大店立地法の施行の日以後最初に廃止届出書を提出する場合）	・法人登記簿 ・建物登記簿
店舗面積を0㎡とする場合以外	・廃止後の店舗部分を示した図面
それ以外の店舗	不要

*登記簿等の証明書類については、発行から概ね3か月以内のものとしてください。

*確認書類は原本でなくても可。登記情報提供サービス（法務省）の利用も可（照会番号のないものでも可。）。

## § 4 承継（法11③）届出書の作成要領

様式第7（第19条関係）

## 承 継 届 出 書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

* 承継後の者を記載してください。

* 設置者が複数の場合は、全員の連名で提出してください。(公告する際はこの欄の筆頭に記載された者を県報に登載します。)

設置者多数の場合は、別紙一覧表の添付も可。その場合、筆頭一者を記載例のとおり記載し、住所の下に「ほか〇者（別紙 建物設置者一覧のとおり）」とし、一覧表を添付してください。

- ※ {
- * 法人の場合は、登記簿どおりの法人名、代表者の役職及び氏名、所在地を記載してください。
  - * 個人の場合は、住民基本台帳どおりの氏名、住所を記載してください。
  - * 押印、郵便番号の記載は不要です。
  - * 「(株)」「(有)」「㍷」や所在地の番号に「-」などと、省略した記載をしないでください。

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 〇〇〇〇〇 △△店

所在地 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇ほか

- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

* 次ページ「確認書類一覧」の確認書類に記載の日付としてください。(登記日ではなく変更(原因)日としてください。)

* 設置者多数の場合、2～4の内容を一覧表にまとめ、各項目に「別紙承継一覧表のとおり」とすることも可。

- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所

名 称 株式会社〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町1丁目1番1号

* 承継前の設置者全員を記載してください。

- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由

&lt;例&gt; 売買による所有権移転のため

信託による所有権移転のため

相続のため、会社分割のため

* 簡潔に記載してください。

- 5 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

〇, 〇〇〇㎡

* 当該大規模小売店舗の届出面積を記載してください。

## &lt; 確認書類一覧 &gt;

承継事由	確認書類 ※下記以外の書類をお願いする場合があります
譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>建物登記簿</b> 又は <b>売買契約書</b> 等 (売買契約書等については、建物の引渡日が確認できるもの。売買金額等の届出に不要な情報については黒く塗り潰すなどして消してください)</li> <li>・ 譲渡先（買手）が法人の場合は <b>法人登記簿</b></li> <li>・ 譲渡先（買手）が個人で、上記の建物登記簿又は売買契約書等に記載の氏名又は住所が住民票等と異なる（届出書の設置者欄に記載の内容と異なる）場合は、<b>住民票等の変更が確認できる書類</b>（マイナンバーの記載がある場合は黒く塗り潰すなどして消してください）</li> </ul>
相続	<b>建物登記簿</b> 又は <b>相続に係る税の申告書</b> 等の相続人が建物の所有者となったことが確認できる書類
合併・分割	<b>法人登記簿</b> （合併・分割が確認できるもの）

* 登記簿等の証明書類については、発行から概ね3か月以内のものとしてください。

* 確認書類は原本でなくても可。登記情報提供サービス（法務省）の利用も可（照会番号のないものでも可。）。

§ 5 説明会関係書類の作成要領

様式第D(県要綱第10条第5項関係)

説明会開催計画書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

(大規模小売店舗名) に係る出店計画(変更計画)について、下記のとおり説明会を開催することとしたので報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 開催計画

開催予定回数	回	
説明すべき地域の範囲	店舗を中心とする半径1kmの区域	
周知方法・周知期間	① 新聞折込 ・上記区域内に☆☆、◇◇、△△、〇〇、□□新聞朝刊折込チラシで告知 ・折り込み日 〇〇年〇月〇日 配布部数 部 ② 敷地内に掲示 ・別紙掲示位置図のとおり 〇箇所 ・掲示期間 〇〇年〇月〇日～△月△日 ③ その他 ・店舗に隣接する住居及び道路を挟んで接する住居へのチラシの戸別配布 ・地元自治会にチラシの回覧を依頼	
第一回	開催日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
	開催場所	会場名：〇〇公民館 収容人数： 所在地：
第二回	開催日時	* 次の書類を添付してください。 ① 公告の内容を表示した文書の写し(日刊新聞紙へ掲載した開催案内の写又は配布したチラシ等) ② チラシの配布部数を確認できる書類(配布部数明細等) ③ チラシの配布エリア図 ④ 掲示場所を示した図面 * 後日、掲示状況の写真(掲示物の内容が分かるもの)の報告が必要になるので、撮影しておいてください。
	開催場所	
第三回	開催日時	
	開催場所	

様式第E (県要綱第10条第6項関係)

説明会実施状況報告書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

(大規模小売店舗名) に係る出店計画 (変更計画) について、説明会を 実施  
しましたので別紙のとおり報告します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

(別紙)

開催日時	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 説明会を複数回実施したときは、開催日・開催場所ごとにそれぞれについて報告してください。</li> <li>* 「開催場所」「周知方法・周知方法」の欄は、説明会開催計画書と同様であれば、同じ内容を記載。周知方法が変更された場合は、変更後の状況を記載。</li> <li>* 質疑応答の内容については、当日の状況が分かるようにできるだけ省略せずに記載してください。</li> <li>* 次の書類を添付してください。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>① チラシの配布証明書</li> <li>② 掲示場所を示した図面</li> <li>③ 掲示状況の写真 (掲示物の内容が分かるもの)</li> <li>④ 当日の配布資料</li> </ul> </li> </ul>	
開催場所		
周知方法・周知期間		
出席者 ① 開催者 (氏名・職名) ② 地元住民等 (出席者の人数) (団体出席の場合はその名称、人数)		
配布資料		別添のとおり
議事の概要		
質疑応答の内容		
その他		

様式第F (県要綱第11条第1項関係)

## 掲示による説明実施協議書

平成 年 月 日

千葉県知事

様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

平成 年 月 日付けをもって変更計画書を提出した下記の大規模小売店舗に係る変更については、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定により説明会の開催に代えて掲示により説明を行いたいので、千葉県大規模小売店舗立地法運用要綱第11条第1項の規定により協議します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位置	面積
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 荷さばき施設①	〇〇. 〇m ²
別添 図面4 建物配置図 (変更前) : 荷さばき施設②	〇〇. 〇m ²
合計	〇〇m ²

(変更後)

位置	位置変更	面積
別添 図面5 建物配置図 (変更後) : 荷さばき施設①	有	〇〇. 〇m ²
廃止	有	—
合計		〇〇m ²

※図面については、変更計画書に添付した届出書(案)添付図面のとおり。

↑この記載により、協議書への図面添付を省略可。

3 説明会を開催する必要がない変更とする理由

4 掲示場所 別添掲示図のとおり

- * 変更前と比して、周辺地域の生活環境に与える影響が変化しない理由又は根拠を明らかにして記載して下さい。
- * 県から承認の通知があったときは、説明会の開催に代えて、店舗の敷地内の掲示板又は店舗内の見やすい場所に届出書等の要旨を縦覧期間中掲示してください。
- * 後日、掲示状況の写真の報告が必要になるので、撮影しておいてください。

<任意様式：作成例>

## 掲示による説明状況報告書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

平成 年 月 日経支第 号で通知のあった掲示による説明承認通知書に基づき、届出書及び添付書類の内容の要旨の掲示を行いましたので状況を報告します。

### 記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：〇〇

所在：千葉県〇〇市△△町〇〇番〇ほか

2 掲示内容

別紙1のとおり

実際に掲示したもの（変更の概要）

3 掲示場所

別紙2のとおり

平面図に掲示場所を◎で表示

4 掲示状況

別紙3のとおり

掲示状況の写真（掲示物の内容が分かるもの）

5 掲示期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

縦覧終了日（県の担当者に確認してください）

掲示を開始した年月日（承認通知日以前から任意で掲示を行っていた場合も、承認通知日としてください。）

様式第H(県要綱第13条第1項関係)

説明会不開催事由等報告書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

(大規模小売店舗名) に係る出店計画(届出事項変更計画)について、説明会を開催することができなかつたので下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催できなかつた事由

開催予定日	
開催場所	<p>* 報告書の「説明会を開催できなかつた事由」欄は、できるだけ詳細に記入するとともに、その理由を確認できる資料(写真等)を添付してください。</p> <p>* 届出の内容の周知については、報告書記載の周知方法に従い、遺漏のないように周知してください。</p>
開催日時等の周知方法・期間	
説明会を開催できなかつた事由	
届出等の内容を周知させるための方法	
その他	

§ 6 その他提出書類の作成要領

様式第5（第16条関係）

* 県の意見に基づいて届け出した事項の変更を行う場合  
(法第5条第1項及び第6条第2項の規定による届出をした者)

届出事項変更届出書

平成 年 月 日

千葉県知事

様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項  
(変更前)  
(変更後)
- 3 変更する理由

- 1 変更を行おうとする事項に応じて関係書類を添付してください。
- 2 当該届出の日から2か月の新設又は変更制限が適用されますので注意してください。

様式第6（第18条関係）

* 県の勧告に基づいて届出事項の変更を行う場合  
(法第5条第1項、第6条第2項及び第8条第7項の規定による届出をした者)

届出事項変更届出書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項  
(変更前)

(変更後)

- 3 変更する理由

* 変更を行おうとする事項に応じて関係書類を添付してください。  
* 添付書類に係る事項のみを変更する場合も届け出てください。(要綱第18条)

様式第B(県要綱第9条第1項関係)

## 軽微変更協議書

平成 年 月 日

千葉県知事

様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

平成 年 月 日付けをもって変更計画書を提出した下記の大規模小売店舗に係る変更については、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更該当すると考えられますので、千葉県大規模小売店舗立地法運用要綱第9条第1項の規定により協議します。

### 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位置	面積
別添 図面4 建物配置図(変更前):荷さばき施設①	〇〇. 〇m ²
別添 図面4 建物配置図(変更前):荷さばき施設②	〇〇. 〇m ²
合計	〇〇m ²

(変更後)

位置	位置変更	面積
別添 図面5 建物配置図(変更後):荷さばき施設①	有	〇〇. 〇m ²
廃止	有	—
合計		〇〇m ²

※図面については、変更計画書に添付した届出書(案)添付図面のとおり。

↑この記載により、協議書への図面添付を省略可。

- 3 上記2の変更が大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書に規定する軽微な

- * 変更前と比して、周辺地域の生活環境に与える影響が変化しない理由又は根拠を明らかにして記載して下さい。
- * 県から承認の通知があったときは、掲示による説明の場合と同様に、店舗の敷地内の掲示板又は店舗内の見やすい場所に届出書等の要旨を縦覧期間中掲示してください。
- * 掲示状況の報告は、不要です。

様式第 I の 3 (県要綱第 1 4 条の 2 関係)

平成 年 月 日

大規模小売店舗の届出に係る市町村等意見対応報告書

* 法第 8 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による市町村等意見の対応策の報告を行おうとする場合

千葉県知事

様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

平成 年 月 日付け経支第 号で通知のあった市町村等意見に対する対応について、下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 対応策等

意見の内容	対応策等	備考

注 適宜、図面、参考資料を添付してください。

- * 対応策の内容は、簡潔かつ具体的に記入し、必要に応じて関係資料を添付してください。
- * 市町村からの意見については、事前に市町村と協議して対応策を記載してください。

様式第L(県要綱第16条第1項関係)

* 県の意見に基づいて届出の添付書類の変更を行う場合  
(法第5条第1項及び第6条第2項の規定による届出をした者)

添付書類の変更通知書

平成 年 月 日

千葉県知事

様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定により、平成 年 月 日付で届出をした事項については、千葉県の意見に基づき、下記のとおり添付書類を変更するので、同法第8条第7項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項  
(変更前)  
(変更後)
- 3 変更する理由

* 届出事項に変更がなく、添付書類に係る事項のみを変更する場合に記載してください。  
* 添付した図面に変更が生じる場合は、変更の後の図面を添付してください。

様式第Lの2(県要綱第16条第2項関係)

* 県の意見を踏まえて対応策を検討した結果、届出事項を変更しない場合

## 届出事項を変更しない通知書

平成 年 月 日

千葉県知事

様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定により平成 年 月 日付け  
で届出をした事項については、千葉県の意見に基づく変更はしないので同法第8条第  
7項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

- * 県の意見を踏まえて対応策を検討した結果、届出事項及び添付書類に係る事項に変更がない場合に記載してください。
- * 「変更しない理由」欄に、根拠理由等を具体的に記載してください。
- * 必要に応じ、根拠を示す書類を添付してください。

<任意様式：作成例（県関係各課・市町村の指導・助言への対応）>

- * 計画書等に対し、県関係各課・市町村から指導・助言があったとき。
- * 県関係各課への対応報告と、市町村への対応報告を分けてそれぞれ作成してください。

平成 年 月 日

千葉県知事

様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

〇〇〇〇店の出店（変更）計画に係る千葉県各課（〇〇市）からの  
指導・助言事項への対応報告

〇〇〇〇店の出店（変更）計画に係る千葉県各課（〇〇市）からの指導・助言事項  
については、下記のとおり対応することとしましたので、報告します。

記

担当課名	指導・助言事項等	対応策等

<所定様式：作成例（県関係各課意見への対応）>

* 届出書の縦覧期間終了後、県関係各課から意見があるとき。

平成 年 月 日

千葉県商工労働部経営支援課長 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗の届出に係る各課意見に対する対応報告

平成 年 月 日付け経支第 号で通知のあった各関係課意見に対する対応について、下記のとおり報告します。  
記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 対応策等

意見の内容	対 応 策 等	備考

* 便宜、図面、参考資料を添付してください。

<所定様式：作成例（審議会委員発言への対応）>

* 審議会における委員発言への対応を報告するとき。

平成 年 月 日

大規模小売店舗立地審議会における委員発言への対応報告書

千葉県知事 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

平成 年 月 日開催の千葉県大規模小売店舗立地審議会における委員の  
発言に係る対応について、下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 対応策等

発言の内容	対 応 策 等	備考

注 適宜、図面、参考資料を添付してください。

<任意様式：作成例>

- * 手続が終了している案件について、届出不要事項又は届出事項以外の変更に関して報告する場合
- * 計画内容を実施する前に提出してください。
- * 手続終了前の案件に係るものは、差替え依頼書により対応してください。

報 告 書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第○条第○項の規定により平成○○年○○月○○日付で届出をした内容について、法第6条2項の規定による届出事項には該当しませんが、下記のとおり変更を計画しておりますので、報告いたします。

記

- 1 大規模小売店舗立地法の名称及び所在地  
名 称  
所在地
- 2 変更内容
- 3 変更する年月日
- 4 添付資料

- * 変更を行おうとする事項に応じて関係書類（図面等）を添付してください。
- * 交通・騒音の再予測及び追加的な対応策を実施した場合には、その内容を報告してください。

<任意様式：作成例>

- * 手続終了前の案件について、計画書（届出書案を含む）の内容を変更しようとする場合
- * 計画書提出後、届出までに届出書の案を修正することになった場合は、こちらで対応してください。
- * 手続終了後の案件に係るものは、任意報告書により対応してください。

平成 年 月 日

大規模小売店舗出店（変更）計画書の差し替え依頼

千葉県知事

様

（設置者）

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

平成 年 月 日付けで提出した大規模小売店舗出店（変更）計画書について、記載の一部を下記のとおり修正しましたので、該当部分について別添のとおり差し替えをお願いします。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称

所在地

2 差し替えする事項

頁・図面番号	事項
計画書 頁	誤) 正)
図面 一	誤) 正)
交通処理計画 報告書 頁	〇〇を追記
騒音予測資料 頁	〇〇を修正

3 差し替えの理由

錯誤のため

* 差し替えするページを添付してください。

<任意様式：作成例>

* 手続終了前の案件について、届出書の添付書類等の内容を変更しようとする場合  
 * 手続終了後の案件に係るものは、任意報告書により対応してください。

平成 年 月 日

大規模小売店舗（変更）届出書添付書類等の差し替え依頼

千葉県知事 様

（設置者）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
 住所

平成 年 月 日付けで提出した届出書について、記載の一部を下記のとおり修正しましたので、該当部分について別添のとおり差し替えをお願いします。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称  
 所在地

2 差し替えする事項

頁・図面番号	事項
届出書添付 書類 頁	誤) 正)
図面 ー	誤) 正)
交通処理計画 報告書 頁	〇〇を追記
騒音予測資料 頁	〇〇を修正

3 差し替えの理由

錯誤のため

* 差し替えするページを添付してください。

<任意様式：作成例>

- * 手続終了前に大規模小売店舗立地法届出書又は変更届出書、それに先立つ計画書を取下げ  
る場合。
- * なお、計画書及び届出書の両方を取下げの場合は、それぞれについて取下書を提出してく  
ださい。

取下書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

(設置者)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第○条第○項の規定により平成 年 月 日に届出を行った  
下記の大規模小売店舗の届出については、下記の理由により取下げいたします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称  
所在地
- 2 取下げの理由

## 第8章 届出書などの情報公開

大店立地法では、届出等の概要に始まり、市町村・住民等からの意見、都道府県の意見、勧告、設置者の対応等が公告されます。また、届出事項及び添付書類等については、広く一般の人がアクセスできるよう縦覧に供され、店舗の設置者による出店地での説明会を義務付けており、手続が地域住民等への情報公開が行われながら進む仕組みとなっています。

勧告に加えて公表制度が設けられているのは、都道府県の勧告に従わないことの評価についても、地域住民に判断を委ねるためです。地域の消費者等を顧客とし、当該地域での評価が競争力に大きな影響を与える小売業の分野においては、地域での評価は重大な問題であり、公表制度は、この法律における一連の情報公開プロセスと併せ、法目的の実現に資するものと考えられます。

### § 1 法に基づく公告

法に定められた公告は、届出や意見等の概要を公表する手段として位置付けられており、千葉県報により行っています。千葉県報は、毎週火曜日・金曜日（発行予定日が休日等に当たる場合は、その翌日）に発行しています。

なお、千葉県報は、インターネットでご覧いただけます。

＜千葉県ホームページ：千葉県報のページ＞

<http://www.pref.chiba.lg.jp/seihou/kenpou/kenpou/index.html>

### § 2 法に基づく縦覧

法に定められた縦覧により、届出書・添付書類、意見書等が一定期間閲覧可能です。

縦覧は、次の場所で行っています。

- ・千葉県商工労働部経営支援課
- ・店舗の所在市町村の大規模小売店舗担当部署（当該市町村の協力が得られた場合）

＜縦覧期間＞

区分	縦覧期間	備考
届出（新設、変更 （法8条7項を含む））	公告から4か月間（4か月後が県の休日に当たる時は、県の休日の翌日まで）	届出後概ね1か月以内に千葉県報で公告します。
市町村の意見、住民等の意見、県の意見	公告から1か月間（1か月後が県の休日に当たる時は、県の休日の翌日まで）	

なお、近隣市町村においては法に基づく縦覧の用意はありませんが、各市町村の情報公開制度により届出書等の閲覧が可能と思われるので、各市町村にお問い合わせください。

### § 3 縦覧期間終了後の届出書の閲覧等

縦覧期間終了後の届出書については、千葉県の情報公開制度により、千葉県商工労働部経営支援課において閲覧等が可能です。ご希望の場合は、予約により対応させていただきますので、お問い合わせください。市町村においては、各市町村の情報公開制度により届出書等の閲覧が可能と思われるので、各市町村にお問い合わせください。

また、法に基づく縦覧対象ではない届出書等については、行政文書開示請求の手続きにより、内容により開示が可能となりますので、お問合せください。

## § 4 千葉県ホームページでの情報公開

届出の概要・手続の状況・審議会資料（市町村・住民等意見への設置者からの回答を含む）・審議会議事録などについて、千葉県ホームページで公表しています。審議会開催情報も掲載しています。（リンク先：2頁参照）

## 第9章 住民等による意見書の提出

住民その他、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために大規模小売店舗設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告のあった日から4か月以内に、千葉県に対して意見を述べるすることができます。

### 1 意見書の様式

県要綱で意見書の様式を定めています。（203・204頁参照）

### 2 記入上の注意

- ・ご意見は、大規模小売店舗を設置する者が「その周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項（交通、騒音、廃棄物等）」についてお書きください。
- ・様式のおもて面に氏名（名称及び代表者名）及び住所（所在地）の記載がないものは、無効として取り扱います。
- ・様式のうら面が全て縦覧に供されます。提出者の氏名（名称及び代表者名）及び住所（所在地）も縦覧に付されて差し支えない場合は、ご記入ください。

### 3 意見書の提出方法

持参、郵送又はファクシミリにより下記あて提出してください。

《提出先》〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎14階  
千葉県商工労働部経営支援課

TEL 043-223-2932 Fax 043-227-4757

### 4 意見書の公告・縦覧

- ・法8条3項の規定により、うら面の意見欄の概要を公告（千葉県報へ掲載）します。
- ・うら面の意見の理由欄については、意見欄のみでは内容が不明瞭な場合に、その一部を公告することがあります。
- ・法8条3項の規定により、うら面全体を一ヶ月間縦覧（千葉県庁及び所在市町村において一般の人が自由に見られる状態に置くこと）に供します。
- ・ご意見が、公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められる場合には、公告及び縦覧には供しません。

### 5 意見に対する設置者の対応報告

県は、住民等の意見を様式のうら面のみ設置者に通知しますので、届出書の縦覧期間終了後、設置者は意見に対する対応報告を提出するよう、お願いします。（137頁参照）。

なお、対応報告の内容は審議会の資料としますので、審議会終了後は審議会資料として千葉県ホームページで公開されます。